

官報

号外 昭和三十一年二月七日

第四十六回 参議院會議録第六号

昭和三十一年二月七日(金曜日)

午前十時十九分開議

議事日程 第五号

昭和三十一年二月七日

午前十時開議

第一 國務大臣の報告に關する件

(農業基本法に基づく昭和三十一年度年次報告及び昭和三十一年度農業施策について)

第二 昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に關する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

一、請暇の件

一、日程第一 國務大臣の報告に關する件(農業基本法に基づく昭和三十一年度年次報告及び昭和三十一年度農業施策について)

一、日程第二 昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に關する法律案

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る一月二十四日議長において、左の常任委員の辭任を許可した。

法務委員 (国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの)

重宗 雄三君

外務委員

淺井 亨君

運輸委員

二宮 文造君

予算委員

金丸 富夫君

同

小柳 牧衛君

同

田畑 金光君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 (国会法第四十二條第三項の規定によるもの)

植木 光教君

外務委員

二宮 文造君

運輸委員

淺井 亨君

予算委員

小林 英三君

同

田中 啓一君

同

基 政七君

同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 日本国有鉄道の運営、陸運行政、港湾整備及び航空施設等の実情を調査する。

一、派遣委員

岡 三郎 吉田忠三郎

加賀山之雄

一、派遣地

福岡県 大分県 宮崎県 鹿児島県

一、期間

二月二日から同月七日まで六日間

一、費用 概算 五九、四〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第八十條の二により要求する。

昭和三十一年一月二十日

運輸委員長 米田 正文

参議院議長重宗雄三殿

同日本院は、檢察官適格審査会委員本院議員椿繁夫君の同審査会委員辭任による補欠及びその予備委員を左記の通り選出した旨内閣に通知した。

記

檢察官適格審査会委員

参議院議員 中村 順造君

同予備委員(中村順造君)

参議院議員 赤松 常子君

同日内閣から、農業基本法第六條第一項の規定に基づく昭和三十一年度農業の動向に關する年次報告を受領した。

同日内閣から、農業基本法第七條の規定に基づく昭和三十一年度において講じようとする農業施策に關する文書を受領した。

去る一月二十五日予算委員会において

當選した理事は左の通りである。

理事 藤田 進君(戸叶武君の補欠)

理事 山本伊三郎君(羽生三七君の補欠)

理事 鈴木 一弘君(小平芳平君の補欠)

去る一月二十七日内閣総理大臣から議

長宛、同月二十四日付をもって科学技

術庁計開局長杉本正雄君は科学審議官

に、また科学技術庁資源局長村田浩君

は同計開局長にそれぞれ任命されたの

で政府委員に自然消滅となった旨の通

知書を受領した。

去る一月二十八日議長において、左の

特別委員の辭任を許可した。

災害対策特別委員 占部 秀男君

同日議長において、特別委員の補欠を

左の通り指名した。

災害対策特別委員 藤田藤太郎君

同日委員会において當選した理事は左

の通りである。

地方行政委員会

理事 松本 賢一君(林虎雄君の補欠)

文教委員会

理事 加瀬 完君(豊瀬慎一君の補欠)

社会労働委員会

理事 柳岡 秋夫君(阿具根登君の補欠)

同日内閣から左の議案が提出された。

よって議長は即日これを決算委員会に付託した。

昭和三十一年度国有財産増減及び現在額總計算書

昭和三十一年度国有財産無償貸付状況總計算書

同日内閣を経由して公正取引委員会委員から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第四十四條第一項の規定に基づく昭和三十一年度公正取引委員会年次報告書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、運輸省海運局長若狭得治君の第四十六回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第四十六回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

科学技術庁 村田 浩君

計開局長

科学技術庁 橋 恭一君

資源局長

運輸省海運局 澤 雄次君
長事務代理

去る一月二十九日内閣から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案
内閣委員会に付託
消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案
地方行政委員会に付託

昭和三十八年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案
大蔵委員会に付託

予防接種法の一部を改正する法律案
社会労働委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法の一部を改正する法律案
文部省設置法の一部を改正する法律案
内閣委員会に付託

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案
地方行政委員会に付託
文化功労者年金法の一部を改正する法律案
国立学校設置法の一部を改正する法律案
文部委員会に付託

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案
社会労働委員会に付託
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
商工委員会に付託

首都高速道路公団法の一部を改正する法律案
建設委員会に付託
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

土地改良法の一部を改正する法律案

河川法案
暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案

揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

河川法施行法案
地方自治法等の一部を改正する法律案
所得税法の一部を改正する法律案
電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に對する特別措置に関する法律案
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

郵便局舎等整備促進法案(森本靖君外九名提出)
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を運輸委員会に付託した。

日本鉄道建設公団法案
同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を運輸委員会に付託した。

鉄道新線建設緊急措置法案(久保三郎君外八名提出)
去る一月三十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 林 堀君

社会労働委員 市川 房枝君

予算委員 森 八三三君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 市川 房枝君

社会労働委員 林 堀君

理事 伊藤 顯道君(山本伊三郎君の補欠)
農林水産委員会
理事 北條 傳八君(牛田寛君の補欠)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

特定産業振興臨時措置法案
同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を通信委員会に付託した。

郵便局舎等整備促進法案(森本靖君外九名提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、科学技術庁計画局長村田浩君外二名(去る一月二十八日議長承認)を第四十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る一月三十一日議員から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(豊瀬嶺一君外四名発議)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案
去る一日議員から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

へき地教育振興法の一部を改正する法律案(豊瀬嶺一君外四名発議)
教育職員免許法の一部を改正する法律案(米田勲君外四名発議)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を地方行政委員会に付託した。

地方税法の一部を改正する法律案
同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(豊瀬嶺一君外四名発議)

同日内閣総理大臣から議長宛、運輸大臣官房長今井榮文君は海上保安庁長官に、海上保安庁次長佐藤光夫君は運輸大臣官房長にそれぞれ任命され、また海上保安庁長官辻章男君は退職したので政府委員は自然消滅となった旨の通知書を受領した。

去る三日内閣から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

鉱業法の一部を改正する法律案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

郵政省設置法の一部を改正する法律案
大蔵省設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託
昭和三十八年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託
刑事補償法の一部を改正する法律案
法務委員会に付託

日本開発銀行法の一部を改正する法律案
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託
麻薬取締法の一部を改正する法律案
労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託
保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託
石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案
商工委員会に付託

日本住宅公団法等の一部を改正する法律案
建設委員会に付託
同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

へき地教育振興法の一部を改正する法律案(豊瀬領一君外四名発議)
教育職員免許法の一部を改正する法律案(米田勲君外四名発議)

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第四十六回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

運輸大臣官房長 佐藤 光夫君
海上保安庁長官 今井 榮文君
海上保安庁次長 有田 毅君

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 亀田 得治君
商工委員 大矢 正君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 大矢 正君
商工委員 亀田 得治君
同日地方行政委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 市川 房枝君(林塩君の補欠)
同日議長から左の議案が提出された。

よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。
旧金銭貯蓄年金受給者に関する特別措置法案(草葉隆圓君外十六名発議)
同日内閣から左の議案が提出された。

不動産登記法の一部を改正する法律案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

国事行為の臨時代行に関する法律案
外務省設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託
在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
外務委員会に付託

同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、統一地方選挙など最近の各種選挙における公職選挙法の実施状況並びに公職選挙法、政治資金規正法その他選挙制度の一般にわたって現地調査する。

一、派遣委員
石原幹市郎 秋山 長造

一、派遣地
宮城県 福島県

一、期間
二月六日から同月十日まで五日間

一、費用 概算 三三、〇〇〇円
右本委員会の決議を経て、参議院規則第百八十条の二により要求する。

昭和三十九年一月二十四日
公職選挙法改正に関する特別委員長 小柳 牧衛

参議院議長重宗雄三殿
委員派遣承認要求書

一、目的 厚生及び労働行政の実施状況を調査し、もつて社会保障制度に関する調査及び労働問題に関する調査に資する。

一、派遣委員
第一班 鈴木 強 山本 杉
村尾 重雄

第二班 徳永 正利 藤田康太郎

第三班 亀井 光 阿具根 登
林 塩

一、派遣地
第一班 山梨県 静岡県
第二班 滋賀県 大阪府
第三班 福岡県 熊本県 長崎県

一、期間
第一班 二月五日から同月七日まで三日間
第二班 二月五日から同月八日まで四日間
第三班 二月十八日から同月二十日まで五日間

一、費用 概算 一〇五、六〇〇円
右本委員会の決議を経て、参議院規則第百八十条の二により要求する。

昭和三十九年一月三十一日

社会労働 鈴木 強
委員長 参議院議長重宗雄三殿

委員派遣承認要求書
一、目的 電気事業及び繊維工業等の実情を調査し、今後提出を予定される法律案の審査に資する。

一、派遣委員
第一班 近藤 信一 八木 一郎
第二班 前田 久吉 阿部 竹松
椿 繁夫

一、派遣地
第一班 愛知県 三重県 和歌山県 奈良県
第二班 大阪府 岡山県 広島県 山口県

一、期間
第一班 二月六日から同月十日まで五日間
第二班 二月六日から同月十一日まで六日間

一、費用 概算 九二、四〇〇円
右本委員会の決議を経て、参議院規則第百八十条の二により要求する。

昭和三十九年二月三日
参議院議長重宗雄三殿
商工委員長 前田 久吉

同日内閣総理大臣から議長宛、運輸省海運局長事務代理澤雄次君の第四十六回国会政府委員を免した旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣總理大臣宛、左の者を第四十六回國會政府委員に任命することを承認した旨回答した。

法務大臣官房 津田 實君
法務省入國 富田 正典君
管理局長 杉浦 徳君
外務省歐亞 杉浦 徳君
局中近東ア
フリカ部長
大蔵大臣官房 松井 直行君
財務調査官 今村 謙君
厚生大臣官房 大崎 康君
国立公園部長 馬郡 巖君
通商産業大臣 宮澤 鉄蔵君
官房参事官 馬郡 巖君
通商産業省企 馬郡 巖君
業局参事官 馬郡 巖君
運輸省海 澤 雄次君
運局次長 澤 雄次君
運輸省鉄道監督 向井 重郷君
局固有鉄道部長 大宮 五郎君
労働大臣官房 大宮 五郎君
労働統計調査部長 石黒 折爾君
労働省労働基準 石黒 折爾君
局労働補償部長 石黒 折爾君
労働省労働基 辻 英雄君
準局賃金部長 辻 英雄君
労働省職業安定 住 榮作君
局失業対策部長 住 榮作君
自治大臣官 山本 弘君
房参事官 山本 弘君
自治大臣官 宮澤 弘君
房参事官 宮澤 弘君
同日内閣總理大臣から議長宛、法務大
臣官房司法法制調査部長津田實君外十
四名 (前掲議長承認のうち法務省入國
管理局次長富田正典君を除く) を第四

十六回國會政府委員に任命した旨の通
知書を受領した。
一昨日議長において、左の常任委員の
解任を許可した。
法務委員 大矢 正君
商工委員 龜田 得治君
同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。
法務委員 龜田 得治君
商工委員 大矢 正君
同日内閣から左の議案が提出された。
外國為替及び外國貿易管理法及び外
資に關する法律の一部を改正する法
律案

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よつて議長は即日これ
を委員會に付託した。
法務省設置法の一部を改正する法律
案
労働省設置法の一部を改正する法律
案
労働省設置法の一部を改正する法律
案
医療金融公庫法の一部を改正する法
律案
社会労働委員會に付託
同日議長は、左の議員提出案を予備審
査のため衆議院に送付した。
旧金鰻鮓章年金受給者に關する特別
措置法案 (草葉隆圓君外十六名發議)
同日議長は内閣總理大臣宛、左の者を
第四十六回國會政府委員に任命するこ
とを承認した旨回答した。

運輸省海運局長 若狹 得治君
同日議長は、去る四日内閣委員會に付
託した旧金鰻鮓章年金受給者に關する
特別措置法案 (草葉隆圓君外十六名發
議) の付託を取り消した。
同日委員長から左の報告書が提出され
た。
昭和三十一年度米穀についての所得
税の臨時特例に關する法律案可決報
告書
同日内閣總理大臣から議長宛、運輸大
臣官房長佐藤光夫君外二名 (去る三日
議長承認)、法務省入國管理局次長富
田正典君 (去る四日議長承認) 及び運輸
省海運局長若狹得治君 (一昨五日議長
承認) を第四十六回國會政府委員に任
命した旨の通知書を受領した。

同日議長は、去る四日内閣委員會に付
託した旧金鰻鮓章年金受給者に關する
特別措置法案 (草葉隆圓君外十六名發
議) の付託を取り消した。
同日委員長から左の報告書が提出され
た。
昭和三十一年度米穀についての所得
税の臨時特例に關する法律案可決報
告書
同日内閣總理大臣から議長宛、運輸大
臣官房長佐藤光夫君外二名 (去る三日
議長承認)、法務省入國管理局次長富
田正典君 (去る四日議長承認) 及び運輸
省海運局長若狹得治君 (一昨五日議長
承認) を第四十六回國會政府委員に任
命した旨の通知書を受領した。

同日議長は、去る四日内閣委員會に付
託した旧金鰻鮓章年金受給者に關する
特別措置法案 (草葉隆圓君外十六名發
議) の付託を取り消した。
同日委員長から左の報告書が提出され
た。
昭和三十一年度米穀についての所得
税の臨時特例に關する法律案可決報
告書
同日内閣總理大臣から議長宛、運輸大
臣官房長佐藤光夫君外二名 (去る三日
議長承認)、法務省入國管理局次長富
田正典君 (去る四日議長承認) 及び運輸
省海運局長若狹得治君 (一昨五日議長
承認) を第四十六回國會政府委員に任
命した旨の通知書を受領した。

同日議長は、去る四日内閣委員會に付
託した旧金鰻鮓章年金受給者に關する
特別措置法案 (草葉隆圓君外十六名發
議) の付託を取り消した。
同日委員長から左の報告書が提出され
た。
昭和三十一年度米穀についての所得
税の臨時特例に關する法律案可決報
告書
同日内閣總理大臣から議長宛、運輸大
臣官房長佐藤光夫君外二名 (去る三日
議長承認)、法務省入國管理局次長富
田正典君 (去る四日議長承認) 及び運輸
省海運局長若狹得治君 (一昨五日議長
承認) を第四十六回國會政府委員に任
命した旨の通知書を受領した。

同日議長は、去る四日内閣委員會に付
託した旧金鰻鮓章年金受給者に關する
特別措置法案 (草葉隆圓君外十六名發
議) の付託を取り消した。
同日委員長から左の報告書が提出され
た。
昭和三十一年度米穀についての所得
税の臨時特例に關する法律案可決報
告書
同日内閣總理大臣から議長宛、運輸大
臣官房長佐藤光夫君外二名 (去る三日
議長承認)、法務省入國管理局次長富
田正典君 (去る四日議長承認) 及び運輸
省海運局長若狹得治君 (一昨五日議長
承認) を第四十六回國會政府委員に任
命した旨の通知書を受領した。

同日議長は、去る四日内閣委員會に付
託した旧金鰻鮓章年金受給者に關する
特別措置法案 (草葉隆圓君外十六名發
議) の付託を取り消した。
同日委員長から左の報告書が提出され
た。
昭和三十一年度米穀についての所得
税の臨時特例に關する法律案可決報
告書
同日内閣總理大臣から議長宛、運輸大
臣官房長佐藤光夫君外二名 (去る三日
議長承認)、法務省入國管理局次長富
田正典君 (去る四日議長承認) 及び運輸
省海運局長若狹得治君 (一昨五日議長
承認) を第四十六回國會政府委員に任
命した旨の通知書を受領した。

同日議長は、去る四日内閣委員會に付
託した旧金鰻鮓章年金受給者に關する
特別措置法案 (草葉隆圓君外十六名發
議) の付託を取り消した。
同日委員長から左の報告書が提出され
た。
昭和三十一年度米穀についての所得
税の臨時特例に關する法律案可決報
告書
同日内閣總理大臣から議長宛、運輸大
臣官房長佐藤光夫君外二名 (去る三日
議長承認)、法務省入國管理局次長富
田正典君 (去る四日議長承認) 及び運輸
省海運局長若狹得治君 (一昨五日議長
承認) を第四十六回國會政府委員に任
命した旨の通知書を受領した。

この際、おはかりいたします。上林
忠次君から病氣のため二十三日間、田
中清一君から病氣のため十二日間、石
田次男君から病氣のため十九日間、
村上義一君から病氣のため二十三日
間、それぞれ請暇の申し出がございま
した。いずれも許可することに御異議
ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長 (重宗雄三君) 御異議ないと認
めます。よつて、いずれも許可するこ
とに決しました。

○議長 (重宗雄三君) 日経第一、國務
大臣の報告に關する件 (農業基本法に
基づく昭和三十一年度年次報告及び昭
和三十一年度農業施策について)、
赤城農林大臣から發言を求められて
おります。發言を許します。赤城農林
大臣。
〔國務大臣赤城宗徳君登壇、拍手〕
○國務大臣 (赤城宗徳君) 先般國會に
提出いたしました「昭和三十一年度農
業の動向に關する年次報告」及び「昭
和三十一年度に講じようとする農業施
策」について、その概要を御説明いた
します。
申すまでもなく、これらの報告及び
文書は、それぞれ農業基本法第六條及
び第七條に基づいて政府が毎年國會に
提出したものの三十一年度分であり
ます。

その概要を申し述べますと、三十七
年度のわが國經濟は、景氣調整の影響
により成長率は鈍化しましたが、個人
消費支出は引き続き旺盛で、農家世帯
員の他産業部門への就職も依然多數に
のびりました。このため農業就業者
は、前年度に比べて三%減少し、三十
七年度平均で千二百六十四万人とな
っております。
農業生産は、近年選択的拡大の方向
に沿つて増加しておりますが、三十七
年におきましては、米の増産及び畜産
物の生産の著しい増大等によりまし
て、前年に比べ三%程度の増加とな
っております。これは、農業就業人口の
減少にもかかわらず、農業技術の進歩
や農業投資の増加があつたこと等によ
ると考えられます。

○議長 (重宗雄三君) これより本日の
會議を開きます。

○議長 (重宗雄三君) これより本日の
會議を開きます。

○議長 (重宗雄三君) これより本日の
會議を開きます。

また、農産物価格は、需要の著しい伸びによりまして強調を示し、前年度に比べて一〇〇程度の上昇となつております。このような農産物価格の上昇は、近年の経済の高度成長に伴う農産物需要の増大と質的な高度化があまり急激に行なわれたため、生産がこれに十分対応できない面が見られ、このため需給の不均衡が発生したことに主としてよると考えられますが、農家の自己労働評価の高まりその他コストの上昇をも反映していると思われまゝ。また、特に生鮮食料品等の消費者価格の値上がりは、流通経路の不備や流通経費の増大によるところも大きいのであります。

以上のような農産物生産の増加と農産物価格の上昇によつて、農家所得は前年度に比べ相当の増加となりました。また、農外所得も引き続き増大いたしましたので、農家所得の伸びは大きかつたのであります。それとともに、農業の生産性及び農業従事者の生活水準も相当の向上を示しました。

農業と他産業との生産性を従来どおり従事者一人当たり実質国民所得で比較いたしますと、農業の製造業に対する比較生産性は三十六年度において二五〇でありましたが、三十七年度においては二八〇程度となりました。また、製造業を含む非農業に対する比較生産性は同じく二七〇程度から二九〇

となり、生産性の格差が若干縮小いたしましたのであります。

農業従事者の家計費を他産業従事者のそれと比較いたしますと、全国農家の世帯員一人当たり家計費は、全国勤労者世帯のそれに対して、三十六年度において七六〇程度でありましたが、三十七年度においては七七〇程度とわずかながら改善されたのであります。

このような農業と他産業との生産性の格差の縮小は、三十七年度において景気調整の影響により他産業部門における生産の伸びが大幅に鈍化したことや、農産物の相対価格が上昇したことによるところが大きいと考えられます。したがって、農業と他産業との生産性の格差が拡大してきた近年の傾向が改まり、今後引き続き生産性及び生活水準の格差が縮小するとは即断できないのであります。

次に、農業経営の動向について見ますと、依然として青少年層が中心になつて農家人口が流出しており、農家の兼業化も引き続き増加しております。このため、農業従事者に占める老人や女性の比率が高くなつて労働力の質が一般に低下し、また農業後継者の確保も次第に困難となつております。

また、農業就業人口の減少は、現在のところ農家戸数の減少と必ずしも結びついておりません。兼業を主とする農家の増加が大きく、農地の流動化がなお十分でないことありまして、農業就業人口は減少しても経営耕地規模拡大の動きがそれほど顕著になつたとは申せない状況であります。

しかし、農家戸数がわずかではあります。農家が近年着実に増加し、また畜産、果樹等の成長部門を中心にして、農業経営を積極的に高度化し、相当の農業所得を得ている自立経営的農家が次第にその数を増加してまいりましたことは注目されるのであります。

今後わが国農業をめぐる国際経済情勢は次第にきびしさを加えてくることと考へられます。また、経済成長に伴い農業就業人口が一そう減少することも予想されます。

このような農業の動向にかんがみ、政府といたしましては、農業基本法に即して、農業近代化施策を総合的に実施し、農業の生産性及び農業従事者の生活水準を向上させつつ農業の発展をはかるとともに、自立経営を育成するよう一そうの努力をいたすことが重要であると考へるのであります。以上が第一の概要であります。

次に、「第二部農業」に関して講じた施策について申し上げます。これは、第一部と同様三十七年度を中心としてできるだけ最近にまで及んで、政府が農業に關して講じた施策を、農業基本法第二条に掲げる施策の全般にわたり、農業の動向との関連及び施策の

実績等にも言及して記述したものであります。

最後に、「昭和三十九年度において講じようとする農業施策」について、その概要を申し上げます。

この文書は、年次報告にかかる農業の動向を考慮して三十九年度において政府が講じようとする農業施策を明らかにしたものであります。

最近における農業の動向は、ただいま御説明いたしましたとおりであります。このような動向に対処いたしまして、農業の近代化を促進すること、わが国経済の均衡のとれた発展をはかる上できわめて重要な課題であります。政府といたしましては、農業基本法の定めるところに従い、同法の定める施策を着実に具体化することを基本的な態度として、農業施策を講ずることとしていのであります。

三十九年度において講じようとする農業施策の重点といたしましては、まず第一に、農業生産基盤の整備を強力に推進してまいることといたしてあります。すなわち、農業機械化促進のための大区画圃場整備、農業生産の選択的拡大に即応した飼料自給基盤強化のための草地造成等をはじめ、土地及び水の有効利用をはかるためのかんがい排水施設整備、農用地開発等土地改良事業の積極的推進をはかることとしてあります。

第二に、農業構造改善事業を拡充強化することとしてあります。すなわち、農業構造改善事業を一段と積極的かつ円滑に推進するため融資単独事業費の増額等、助成措置の拡充強化をはかるとともに、すでに事業実施中の市町村においても、事業実施地区以外の地区で農家の熱意がある等条件の整備されている場合は、その地区で事業を実施することができるよう措置する等、地域の実情に応じて事業を弾力的に行なうこととしてあります。

第三に、農産物の価格安定及び流通改善を積極的に推進してまいることとしてあります。すなわち、農家所得の増大と国民生活の安定をはかるため、米麦等の価格政策について適正な運営をはかるとともに、畜産物、果実、野菜等需要の伸びの大きい農産物の生産の安定的増大をはかるための施策を強化することとし、これとあわせて農産物の流通の改善による流通経費の節減と価格の安定をはかつてまいることとしてあります。特に、生鮮食料品の流通改善対策といたしまして、生鮮食料品流通のなかめともいふべき中央卸売市場につきまして、引き続き施設の整備、取引方法の改善及び取引機構の合理化に努めることとしてあります。また、生鮮食料品の小売価格の合理的形成に資するため、新たに東京都に食料品総合小売市場を設置することとしてあります。

昭和三十九年二月七日 参議院會議録第六号 國務大臣の報告に關する件(農業基本法に基づく昭和三十八年度年次報告及び昭和三十九年度農業施策について)

六〇

第四に、農業金融の改善拡充をはかるとともに、農業改良資金制度を拡充することとしております。農業近代化のために必要となる長期低利資金を確保するため、農林漁業金融公庫資金、農業近代化資金等を大幅に充実にいたしますとともに、公庫資金につきましては融資条件の改善・簡素化をはかることとしております。また、無利子の貸し付けを行なう農業改良資金制度につきましても、農業後継者の育成資金及び農家生活改善資金を新たに追加、これに伴って貸し付けワクを大幅に拡充することとしております。

なお、この文書においては、以上の基本方針のもとに三十九年度において講じようとする諸施策について、農林省所管事項にとどまらず各省所管事項を含め、農業に關する施策全般にわたって記述してあります。

以上、年次報告及び三十九年度農業施策について、その概要を御説明した次第であります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。大森創造君。

〔大森創造君登壇、拍手〕

○大森創造君 私は日本社会党を代表して、今般政府によって提案され、た

だいま農林大臣から説明のあった「昭和三十八年度の農業の動向に關する年次報告及び三十九年度に關して講じようとする農業施策」、いわゆる農業白書について、若干の意見を申し述べ、同時に質疑をいたさんとするものであります。

私がこの一連の膨大な文章を一読して感じましたことを率直に申し上げますと、日本農業の現状に対する分析と、それに基づいて行なわれるべき施策との関連、昨午政府がとった施策とその成果についての関連が、非常にいいまいであるということでありまして、今回は三回目でありましたが、いつでも、政府が出した農業白書と農業の社会動向、それから予算とが、それぞれ関連がなくて、ばらばらの印象を受けるのであります。なるほどその現状に対する分析は、そのほとんどの計数を三十七年度にとり、三十八年度の趨勢に及んでいるもので、従来よりも冷静で公平な見方をしていることを認めるにやぶさかではございませんけれども、どう

読んでも、その間に一貫性が出てこないのではありません。白書では、問題点を明らかに指摘する分析を行ないながら、その解決の方途とビジョンを故意に避けている態度が随所に見られるの

であります。そのあいまいさ、一貫性のなさは、この作文を書かれたお役人の頭が悪いためではなくて、政府と農政当局そのものにあると思われるのであります。

まず、一体、政府は農業白書というものをどう考えているのか、いかなる意味を持たせて国会に提案しているのかという点であります。白書は、農業基本法の第六条と第七条に基づいて毎年国会に出すことになっていますが、私の考えでは、農業基本法のたてまえから見て、予算編成前の適当な時期に提案し、国会と国民の論議の対象にさせ、農業白書の問題点と精神を次年度の予算に反映さすべきではないだろうかと思ふのであります。(拍手)

本法の条文によると、提出の時期は明らかにされておきませんが、条文の解釈上、当然そうすることが適当であると考へるのであります。三十九年度の予算は、旧年中にすでに固まつてしまつたのに、去る一月二十四日になつて白書が閣議にかけられ、本日国会で説明される。これでは白書の積極的意味がないではありませんか。「これから講じようとする施策」の項を拝見しますと、その内容が、現実の農業の動きの分析とは無關係に、あらかじめ予定さ

れた結論を述べているにすぎなくて、すでに固まつてしまつた三十九年度の農林予算の説明にしかすぎません。「講じようとする施策」の項は、予算で確定してしまつたものの説明をするのではなくて、いまだ政府が行なつてきた施策の結果を吟味し、現状を正しく認識させる資料と説明を基礎として、これから講じようとする施策、すなわち短期あるいは中期、長期にわたるビジョンを示し、次年度予算編成のめどをつける素材にすべきだと考へるのであります。現行のままでは、農業基本法にきまつているから恒例によつて出すのだという形式的な意味しかなく、白書の精神と現状分析の把握は、正しく生かされないのではないかと考へるのであります。提案の時期と内容について改めてほしいと思ふがどうですか。

また、農業基本法の精神から見て、現在の白書の扱いは間違つていゝのではないかと考へるのであります。総理大臣並びに農林大臣の御所見を承りたいのであります。

関連性、一貫性がなく、内容がばらばらで、迫力に欠けているという第二の理由は、基本法が目ざすところに向かつて、一体どういふ新施策を打ち出すべきかという農政の中心課題に対し

て、政府並びに農林当局が確固としたものを持ち得ないからであると思ふのであります。

これから、内容の具体的施策について逐次質問をいたします。

その第一は、いわゆる自立経営農家に対して阻害条件を取り除くことである。経営規模拡大のため、農地制度の改革を具体化することが必要であると思ひますが、その点どうでありますか。白書には、その必要性の示唆をうたつておきませんが、何らの具体性も示しておきません。自立経営の確立のためには、すでに示唆の段階を過ぎて、実行に移すべき時期に来ていると思ふのであります。現状をもつては、経営規模の拡大への契機は少しも見出されません。昨年、農地法、農協法の一部改正を実施して、農地の集中化をねらつたのでありますが、農家の実情にそぐわず、ほとんどその効果をあげ得なかつたわけでありま

す。ちなみに、お聞きしますが、農地の農協による信託は、現在どの程度利用されておりますか、お伺いいたします。利用されていない要因は一体どこにあるのか、あわせてお聞かせいただきたいのであります。

三年前の農業基本法制定当時、政府自身ですら、ほとんど予想しなかったであろう兼業農家の圧倒的増加について、政府の注意を、この際、促したいのであります。白書によると、昭和三十七年十二月現在で、第一種兼業家が全農家の三三・七％、第二種が四一・五％、合計七五・二％の多きに達しているのがあります。日本の全農家の七割五分以上がすでに兼業化されているという事実を直視しなければなりません。自立経営農家を一方に踏まえ、同時に、この兼業農家の安定的成長のために、新たな観点から施策を打ち出すべきだと考えます。政府と農林省は、この兼業農家に対して、いたずらに三ちゃん農業として、一方では自立経営農家の足かせとなり、また一方では、第二次、第三次農業の景気調整の安全弁となり下がらせて、万事成り行きまかせという態度しか見られないのであります。この問題について、いかなる施策をお持ちか、お尋ねしたいと思ひます。

一方、白書には、農業の協業化、共同化が最近頭打ちになったとしておりますが、事実はそのようではないと思ひます。困難な要因は多々あるにしても、それを克服する、適切で、しかも、強力な指導と援助があれば、明るい見通しが持てると思ひのであります。開放経済を前にして、農業の本格的体質改善は、協業化、共同化の方向にのみあると思ひざるを得ないのであります。現に、三十八年三月末現在で、全国で四千件近くの事例を見たのであります。これこそ、新しい日本の農業の芽ばえであります。財政的、制度的にこの芽を積極的に育てる用意があるかどうか、お尋ねいたします。

白書には、西ドイツ、スエーデンなどの例をあげて、離農推進の根拠としておられるようであります。私の調べたところによると、西独では、農業基本法成立後、農林予算を倍増し、スエーデンにおいては、全予算のうちの三六％を社会保障費に投入し、さらに、小農補助金制度も、日本と比較にならぬほど確立されているのであります。しかるに、日本においては、全般的社会保障制度の不徹底、住居の不足、職場におけるエスカレーター式年功序列賃金等々のために、離農、脱農しても、先行き不安から、農地を手離さないで、兼業農家に停滞するのが通常であつて、挙家離村などにならないことは御承知のとおりであります。農業の革命的近代化などは、いかに困難であらうとも、この面の解決ができない限り、単なる口頭禪、行き当たりばつたりに終わるであらうと思ひます。総理のお考えをお聞かせしたいと思ひます。

さらに、白書によれば、第二種兼業農家の生活水準は比較的高いと言われおりますが、はたして実態はそうでありましょうか。私の見るところでは、もよりの工場など、あるいは職場などに勤めている場合を除いては、その多くが、農業ではとうてい生活できないので、長期にわたる出かせぎ、あるいは季節労働者、人夫、日雇いなどにしている者が、ここ数年來むしろ漸増の傾向にあると考えられるのであります。白書は、これら不安定な雇用の実態について何ら触れていないのはどうしたことか、お伺ひいたします。

次に、白書は、農業と他産業の生産性の格差と従事者の生活水準の格差は、かなり縮小されたとして、基本法の目標に近づきつつあると論断して、楽観ムードさえにおわしておりますが、このことは、景気調整で他産業の伸びが大幅に低下し、需要超過で農作物価格が下がったという、外的条件と価格基調の変化によるところが多く、農業自体の発展的要素からではないと思ひます。格差の解消傾向と生活水準の向上が三十九年度以降に引き続いてもたらされると考えられるかどうか、経済企画庁長官の見通しをお伺ひしたいのであります。

さらに、成長作物の中核である畜産物について見ると、立地条件にあまり制約のない養鶏がやや目立つてはおりますが、酪農にせよ、豚にせよ、価格の不安と飼料基盤の弱さから、多頭化飼養はあまり伸びていないのが実情であります。現行の農安法、畜安法あるいは事業団の運用等によつては、畜産物の安定的成長は心もとないと言わざるを得ません。ことに、濃厚飼料の四割も輸入に仰いでいる現状では、将来に非常な不安を畜産農家に与えているのであります。この際、政府の飼料対策についてあらためてお伺ひしたいのであります。

さらに、成長農産物に対する価格、生産、流通の施策について幾ぶん前進が見られるが、一そうの突っ込みがほしいのであります。価格支持制度、出荷対策、市場対策などについて、構想をお示し願ひたいのであります。

また、構造改善事業の実績に対する反省がどうか。すでに三年目を迎えた今日、ある程度の成果と反省が白書に載せられてよいのではないのか。実施状況の反省の中から政策変更の必要は生まれてこないか、この際お聞かせいただきたいのであります。

さらに、貿易の自由化についてお伺ひいたします。池田総理は、機会あるごとに、自由化するのには世界の大勢であり、わが国が貿易立国を建前とする以上、輸出するためには輸入するという常識的見解を示されておりますが、今日の自由化は、OECDに見るごとく、自国の利益を守る立場から、国内製品の保護を優先的に考えなければなりません。最も競争力の弱い農産物について非常な危惧を感じるのには、私のみではないのであります。昨年八月三十一日、砂糖の自由化が一夜にして行なわれたというところも、その一例であります。特にこの際指摘しておきたいのは、去る三十七年の乳価切り下げは、単なる夏場の市乳消費の伸び悩みによるものではなく、自由化態勢を急ぐ乳業資本の合理化攻勢のはしりであつて、すでに自由化が及ぼしている深刻な影響について、白書には全く検討されていない、不可思議な態度であります。現に、バナナの自由化によつてもたらされた打撃はおびただしいものがあります。自由化に対する農作物

の国内対応策はどうあるべきか、総理と農林大臣にお伺いいたします。

本格的貿易自由化に当面し、農産物価格の下落が起これば、上層農家といえども、自立経営の基礎をくずしてくるのではない。いわんや兼業農家は、文字どおり切り捨てられていくのではないだろうか。しかし、農業基本法のねらう農工間の格差の是正をはかるためには、小手先流儀ではとうていなし得ないのであつて、それこそ、総理の言う革命的施策が必要であります。各方面にわたり何ほどの施策の前進はありますが、この程度では、高度経済成長政策のもと、大企業を中心にして、農業はただ成り行きまかせだという感じしか持てないであります。年間七十万人をこえる若年労働者の農業外への流出、そのほとんどの農家が、あと取りにすら困っているという事実を、白書はあからさまに伝えております。これこそ、今までの農業ではとうてい希望が持てないという端的証拠ではないでしょうか。総体的な予算編成の事情から見ても、農林予算を面的に増額するということの至難さは、私にも了解できますが、一國の総理が、しかも大國の総理が、選挙を前にして何か農業の革命的近代化を呼号した事

実を、私のみならず、全国の農民はまさきと記憶しております。そうして、まさしく革命的近代化は焦眉の急務であります。しかし、口で何と言おうと、問題は予算の裏づけであります。今年度の農林予算総額は、その公約に対してあまりに少額であります。農林予算の心がまえのほどを総理並びに大蔵大臣にあらためてお伺いいたします。私の質問を終わりたいいたします。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○国務大臣(池田勇人君) 年次報告の提出時期につきましては、御意見を、私、十分尊重いたしまして、今後善処いたしたいと思ひます。

次に、兼業農家の問題でございますが、これは、経済の急速な発展の場合におきまして、私は前から考えておりますごとく、農家の人口がだんだん減つていく、そしてまた、その減る過程におきまして兼業農家がふえていくことは、自然の趨勢であります。お話にもありましたように、ドイツのごとく戦後の産業が非常に進んでおるときには、よくいわれておる婦人その他が農業に従事するのが例になつております。日本もその例をたどつておるのでございます。兼業農家自体は、これ

は生産性が低いから望ましくはございせんが、また農家所得を増大するという意味からいへば、兼業農家を是非維持すべきではございせん。私は、農業の基礎強化によつて、いわゆる二町五反歩に向かつて進むその過程において、ある程度の兼業農家ができてくるとはやむを得ないことと考えておるのであります。

次に、貿易の自由化につきまして、農業については特に細心の注意を払いまして、りっぱな企業としての農業が成り立つことを頭におきながら、貿易の自由化をはかつていっておることとは、すでに御承知のとおりでございます。今後その方針を進みたいと考えております。

なお、大蔵大臣がおりませんので、かわつて御質問に答えますが、農業に對する予算措置が非常に少ないとおっしゃいますが、従来の状況から申しますると、私は相当予算を認めておるのであります。また金融の面からいひましたしても、従来のいわゆる低金利政策というものをもちつて徹底いたしまして、無利子の金融もしますし、また各九段階に分かれておつた利子の問題も、これを集約いたしまして、低金利に向かうようにし、予算の支出と金融

政策によりまして、従来の施策よりもよほど進んだ方向でいっておるのであります。

なお、この問題は一年だけで考えるべきじゃございせん。そういう低金利と無利子と、そして構造改善に對しまする熱意、これは年々ともに出てくるものであります。三十三年年度予算だけを見て、これはどうかこうだとかいふことは、少なくとも農業問題については当たらないと思ひます。われわれは十年計画——農業基本法によりまして、長い目で見て、革新的な施策を講ずる第一歩であることを申し上げて、私のお答えといたします。(拍手)

〔国務大臣赤城宗徳君登壇、拍手〕

○国務大臣(赤城宗徳君) お答えいたします。

農業白書の国会提出時期が非常におくれておるために、いろいろ支障があるじゃないか。——できるだけ農業白書を早く出したと思ひますが、第一部は農業の方向に関する問題でございますし、第二部は前年度に実施したものの報告でございます。ただ第三部は、これから講じようとする施策——これにつきましては、ただこうしたいというビジョンだけではまいりません

で、やはり予算の裏づけがありませんと、まあ絵にかいたもちのような形になります。どうしてもこの第三部のほうは予算の裏づけをもつて、そして予算とともに御審議を願う。予算はまだ確定しておるわけではございせんから、そういうことで、第三部を早く出すことは、なかなか困難だと思ひます。

第二番目の、農業政策といひますか、講じようとする政策の内容はどういうことか。——一言で言へば農業の近代化でございます。その近代化の中で、農地制度について抜本的に改めなければだめじゃないかという御意見、ごもっともでございますが、実はこの点につきましては私も苦勞いたしまして、農地あるいは土地、農地法等の問題について検討を続けておるわけでございます。いまお話がありましたように、三十七年度でございますが、農地法の一部改正をいたしまして、さらに経営面積を拡大するために制限を排除する、あるいはまた農協への信託制度、あるいはまた農業生産法人をつくつて協業化していく。その中で、いま御指摘の信託——農協に信託する。不在地主といひますか、兼業農家等においては信託することになつておる

が、ちつとも進んでおられないじゃないか。こういうお話でございますが、そのとおりでございます。進んでおりませんで、たいへん少ないのです。というの、この信託制度ができてから、農協のほうで信託を受けるといふに規約を改正して、そういう糸口を開かなければなりませんが、それが非常におくれております。しかし昨年度に、全国農協の過半数が信託を受けると、こういう規約の改正をいたして認可を求めてきておりますので、いま非常に少ないのでございますが、兼業農家が御指摘のようにふえておることとにらみ合わせて、この信託制度を活用するといえますか、これがふえていくと思ひます。しかし、それがふえていく原因はどこにあるかということですが、土地に対する愛着といひますか、それがあつたこと、もう一つは兼業で他産業に入つたものの雇用が安定してない。したがつて、ときによつてはまた戻るかもしれないといふような、決断をしないような状況にありますので、他産業に入り込んだものの雇用を安定させるというふことが必要だと思ひます。その方面は労働行政等と緊密に連絡いたしながら、それを強

化していくと、こういうふうに考えております。

一方、またそういう意味で、兼業農家が非常にふえておるじゃないか。——白書に申し上げましたように、四割近くの兼業農家がふえております。その兼業農家に対してどういふ対策を講ずるか、こういうお問い合わせであつたと思ひます。兼業農家が、いまの信託あるいはその他によつて自立経営農家に土地を譲渡するといひますか、売り渡すといひますか、そういうことで、自立農家経営が成り立つていく、育成されていくといふことは、望ましいことだと思ひます。しかし、諸種の原因によりまして、土地を移すといふようなことになつておらぬような現状も御指摘のようによつておられます。そういう面におきましては、兼業でありまして、農家の所得といふものが非常にふえておる、農業外所得も含めてふえておるといふ現状もございします。経営の指導、あるいは協業を進めるといふことによりまして、兼業農家に対する施策を講じていくつもりでございます。また、そういうたしてあります。

それから離農——農村から労働力が非常に出ておる、これも御指摘のとおりであります。白書にも申し上げておるとおりでございます。これにつきましては、私も、先ほど兼業農家の場合に申し上げましたように、やはり一面においては、雇用関係の安定あるいは社会保障制度の拡充ということによつて、農地を手放しても他の産業で生活がしていける、こういう対策が必要であつたと思ひます。同時に、農業経営が近代化するようなことになつて、そして重労働から解放されて農業といふものに希望が持てる、こういうことに根本的にいたしませんと、なかなか農業者が他産業に行くといふことをとめるというふことは、非常にむずかしいかと思ひます。そういう意味におきまして、後継者対策といふ対策も講じておるわけでございますが、その他いろいろな関係から自立経営を育成して、農村にとどまる、こういうような方向を進めております。その中で、季節労働者が相当多いんじゃないか。——これにつきましては、農林漁家就業動向調査等もいたしまして、現在その動向を注目しつつ、労働行政方面と職業紹介あるいは職業訓練等につとめておるわけでございます。

飼料の問題、流通対策の問題でございますが、飼料につきましては、輸入飼料が非常に多いのでございます。これは、どうしても自給飼料を多くしていきませんと畜産の経営も成り立ちません。そういうことから、草地の造成その他におきまして自給飼料を増大していく、こういう方向を強力に進めていきたいと思ひますが、同時に、輸入飼料等につきましては、飼料需給安定法に沿つて調整その他の対策を講じていきたいと思ひます。

構造改善対策事業につきまして、三年たつのにちつとも報告もないし、あまりはかばかしくないんじゃないか。——三年目でございますので、いま成果を申し上げるほどの成果はおさめておりませんが、私は、農業構造改善といふものは、御指摘がありましたように、日本の国内における農業と他産業との関連、ことに、経済成長下の農村、あるいは国際的な波及を寄せられてきておるところの農業と、こういう面から考えまして、これは好むと好まざるにかかわらず、農村が自分たちの体質を改善していくと、こういうことから構造改善をせざるを得ない、ましていくべき段階だと思ひます。そういう意味におきまして、全部の農村が構造改善をせなくちゃならぬと思ひますけれども、特に指定された農業構造改善指定地域、その地域におきまして進めております経過におきまして、いろいろ思ひにくい面等もありまして、そういう面から考えまして、あるいは地区を二つふやすとか、あるいは予算面によりましてあるいは財政面によりまして、それを増額していくとか、実態に応じて弾力的になお指導していきたいと思ひます。

貿易の自由化につきましては、すでに総理大臣からお話がありました。また御指摘のように、日本の農業、農産物といふものは、国際的に比較いたしますと、非常に脆弱なコスト高になつておるの日本の農業でございます。ことに日本の農業形態が、非常に大きな人口をかかえ、そして零細農業といふような形でございますので、国際競争力が非常に弱いのでございます。でありますので、この自由化する場合には、やはり関税率の調整あるいはまた国内の農業、農産物に対する対策——価格対策とか保護対策といふものを講じて、そして自由化をしていくということにいたしませんと、波に流される、こういうおそれもありますので、従来もそういうふうにとつてきたのでございますけれども、今後とも、自由化する場合には、関税率の調

昭和三十九年二月七日 参議院會議録第六号 國務大臣の報告に関する件(農業基本法に基づく昭和三十八年度年次報告及び昭和三十九年度農業施策について) 八年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

整とかあるいは国内の保護対策とあわせて自由化を進めていくと、こういう態度で進んでおります。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 農業の生産性の問題についてお尋ねがあったわけでございます。所得増進計画では、農業の生産性を大体年率で五・八%ぐらい伸びるであろうという想定をいたしております。そこで、先ほど農林大臣から報告のございました昭和三十七年度までをとってみますと、基準年次から年率にして七%生産性が伸びております。したがって、農業それ自身の生産性の伸びは、決して順調を欠いておるといふことではないと思うわけでございます。

それから農家所得——農業所得ではなく、農家所得、非農家所得の格差というものも、理由はいろいろございますけれども、幾らか縮まりつつあるというところまでは、比較的問題がないと思うのであります。しかし、そこで大森議員のおっしゃいましたように、農業と非農業との生産性そのものの格差が決して縮まっていけないではないかとおっしゃいますことは、まさにそのとおりだと申し上げざるを得ないのであります。で、昭和三十七年度において

たまたま生産性の格差が縮まったが、これは、たとえば景気調整期で他産業の生産性の伸びが悪かったこと、あるいは農産物の価格がいろいろな理由でかなり高かったこと、そういうことには大きな原因がありはしないかという御指摘に対しては、私もそのとおりだと思います。この点は農林大臣の報告もやはりその点を認めておられるわけであります。

そこで、その後の年度はどういうふうな見通しでおるかというお尋ねでございますが、三十八年度につきましても、いまのところ、大まかな見通しを申し上げるしか方法がないのでありますけれども、生産性の格差はあるいは縮まらずに、逆に少し開くのではないかとこの心配を持っております。それは、何といつても麦の不作というものがございまして、農業所得の中で麦の所得が通例大体六%ぐらいございまして、それが五割何分、六割近い減産でございまして、ポイントにして、三・五、六ポイントの所得の減少があるということになるであろう、大まかなこととございしますが、そういうふうな考えられます。したがって、三十七年度では二九%まで生産性の格差が縮まったわけでありますが、三十八年度

ではあるいは多少またそれが開くかもしれない。三十九年度には、しかし、逆に今度は多少縮まるのではないかと、三十八年度は、ともかくそういうふうな思われます。つまり、他産業に対して農業の生産性がなかなか三割という壁を破れないわけでございます。これを、どうやって三割あるいはそれ以上まで持つていくかということがたいへんに大きな問題だと思っておりますので、私も所得増進計画の中間計画をつくり出すときに、これを一つの大きな課題にいたしております。また、具体的な方策としては、過般米、総理大臣あるいは農林大臣からしばしば申し上げておりますような、そういう基本的な方策の積み重ねの積み上げということが、やはり政府として当然とるべき方策ではないか、こういうふうに考えております。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、昭和三十八年度産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長長新谷實三郎君。

〔審査報告書は都合により第九号末尾に掲載〕

昭和三十八年度産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

右

国会に提出する

昭和三十九年一月二十九日

内閣総理大臣 池田 勇人

昭和三十八年度産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

昭和三十八年度産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

1 米穀の生産者が、その生産した昭和三十八年度の米穀を政府に売り渡す旨を昭和三十八年九月二十日(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の各区域において生産される米穀については、同年八月三十一日)までに申し込み、その申込みに

より締結した契約に基づいて当該米穀を昭和三十九年二月二十九日までに政府に売り渡した場合に、当該生産者の昭和三十八年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの時期及び数量に応じ次に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第七条の二に規定する農業所得に係る同法第九条第一項第四号の総収入金額に算入しない。

昭和三十 六四

一 昭和三十八年九月三十日まで

二 昭和三十八年十月一日から同

三 昭和三十八年十月十一日から

四 昭和三十八年十月二十二日

については、同月二十四日) から昭和三十九年二月二十九日まで、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百六十円

2 前項の場合において、同項第一号から第三号までに規定する米穀が、食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第三条第二項の規定に基づき政府の買入価格につき買入れの時期に応ずる格差が設けられていない米穀であるときは、当該米穀についてのこれらの号に掲げる金額は、これらの号の規定にかかわらず、四百六十円とする。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

〔新谷寅三郎君登壇、拍手〕

○新谷寅三郎君 ただいま議題となりました昭和三十八年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、昭和三十八年度米穀を、生産者が事前売り渡し申し込みに基づいて売り渡した場合、同年分の所得税について、売り渡しの時期に応じ、一石

当たり千七百五十円ないし千五百五十円を非課税としようとするものであります。

委員会の審議におきましては、米価政策に対する政府の基本的な考え方、総合的な農民の税負担のあり方、本特例措置を存続させる意義等について、熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

賛成の諸君の起立を求めます。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十四分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 重宗 雄三君
副議長 重政 庸徳君

渋谷 邦彦君	林 塩君	館 哲二君	佐藤 芳男君
山高しげり君	野知 浩之君	青柳 秀夫君	鍋島 直紹君
二木 謙吾君	大竹平八郎君	堀 末治君	藤野 繁雄君
鈴木 一弘君	中尾 辰義君	新谷寅三郎君	西郷吉之助君
鳥品徳次郎君	青田源太郎君	紅露 みつ君	木内 四郎君
赤岡 文三君	北條 尚八君	杉原 荒太君	田中 茂穂君
森部 隆輔君	奥 むめお君	寺尾 豊君	平井 太郎君
和泉 寛君	柏原 ヤス君	川上 為治君	松野 孝一君
野本 品吉君	松平 勇雄君	日高 広為君	温水 三郎君
市川 房枝君	二宮 文造君	亀井 光君	野上 進君
小平 芳平君	岩沢 忠恭君	米田 正文君	村山 道雄君
岡崎 真一君	河野 謙三君	谷口 慶吉君	北畠 教真君
三木與吉郎君	佐藤 尚武君	小西 英雄君	柴田 榮君
白木義一郎君	辻 武寿君	大谷藤之助君	稻浦 鹿蔵君
原島 安治君	木暮武太夫君	石井 桂君	塩見 俊二君
笹森 順造君	中上川アキ君	井上 清一君	剣木 亨弘君
鈴木 一司君	沢田 一精君	梶原 茂嘉君	吉武 恵市君
源田 実君	栗原 祐幸君	高橋 衛君	小柳 牧衛君
久保 勘一君	川野 三曉君	中山 福蔵君	村松 久義君
丸茂 重貞君	坪山 徳弥君	林屋亀次郎君	那 祐一君
石谷 憲男君	植垣弥一郎君	安井 謙君	鹿島守之助君
谷村 貞治君	仲原 善一君	木村篤太郎君	津島 壽一君
中野 文門君	豊田 雅孝君	小宮市太郎君	矢山 有作君
天坊 裕彦君	竹中 恒夫君	長谷川 仁君	瀬谷 英行君
鈴木 万平君	山本 利壽君	稲葉 誠一君	櫻井 志郎君
		林 虎雄君	大森 創造君
		佐野 廣君	後藤 義隆君
		林田 正治君	千葉千代世君

柴谷 要君	横山 フク君
森 元治郎君	鈴木 壽君
大河原一次君	伊藤 頼道君
戸叶 武君	中村 順造君
下村 定君	小山那太郎君
小沢久太郎君	佐多 忠隆君
田中 一君	加藤シヅエ君
阿部 竹松君	岩間 正男君
須藤 五郎君	鈴木 市蔵君
渡辺 勘吉君	小林 武君
高山 恒雄君	米田 勲君
安田 敏雄君	小柳 勇君
鈴木 強君	相澤 重明君
占部 秀男君	田上 松衛君
向井 長年君	久保 等君
亀田 得治君	阿具根 登君
田畑 金光君	天田 勝正君
永岡 光治君	成瀬 輔治君
藤原 道子君	中村 正雄君
木村禎八郎君	岡田 宗司君
野溝 勝君	千葉 信君
羽生 三七君	曾根 益君

内閣総理大臣

池田 勇人君
大蔵大臣 田中 角榮君
農林大臣 赤城 宗徳君
国務大臣 宮澤 喜一君

昭和三十一年二月七日 参議院会議録第六号

政府委員

内閣法制局長官 林 修三君
大蔵政務次官 齋藤 邦吉君

参議院会議録第四号中正誤

ハシ段 行 誤 正

五 一 終わり三 産業との格 産業との格
から三 差との格差 差は

参議院会議録第五号中正誤

ハシ段 行 誤 正

五 一 終わり三 定める

五 一 七 封じ込み 封じ込め

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一 部 十 五 円
(ただし良質紙は二十円
(送料とも))

発行所

東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局 電話 東京 六二一

官

報 告 課